

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和4年6月1日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101051号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200031号

第1 結論

1 請求期間のうち、請求者のA社における平成15年3月15日から同年9月1日までの期間、平成18年9月1日から平成20年9月1日までの期間、平成21年9月1日から平成22年12月24日までの期間、平成23年5月1日から平成24年12月28日までの期間及び平成25年3月4日から平成31年*月*日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成15年3月から同年8月まで、平成18年9月から平成20年8月まで、平成21年9月から平成22年11月まで、平成23年5月から平成24年11月まで及び平成25年3月から平成31年*月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年3月から同年8月まで、平成18年9月から平成20年8月まで、平成21年9月から平成22年11月まで、平成23年5月から平成24年11月まで及び平成25年3月から平成31年*月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、請求者のA社における平成21年9月1日から平成22年12月24日までの期間、平成23年5月1日から平成24年12月28日までの期間、平成25年3月4日から平成26年9月1日までの期間、平成27年1月1日から同年9月1日までの期間及び平成29年9月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額については、別表第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額に訂正することが必要である。

平成21年9月から平成22年11月まで、平成23年5月から平成24年11月まで、平成25年3月から平成26年8月まで、平成27年1月から同年8月まで及び平成29年9月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額(上記1により、保険給付の計算の基礎となる記録として訂正する標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 その他の請求期間(平成15年9月1日から平成16年9月1日までの期間)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :

生年月日：昭和24年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成15年3月15日から平成16年9月1日まで
② 平成18年9月1日から平成20年9月1日まで
③ 平成21年9月1日から平成22年12月24日まで
④ 平成23年5月1日から平成24年12月28日まで
⑤ 平成25年3月4日から平成31年*月*日まで

請求期間①から⑤までの標準報酬月額記録が、給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額と相違している。賃金日計表兼賃金台帳を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①から⑤までにおける厚生年金保険の記録に対する訂正請求の決定に当たり、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 請求期間①のうち、平成15年3月15日から同年9月1日までの期間について、日本年金機構の回答及び請求者から提出された賃金日計表兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）により、本来の報酬月額に基づく標準報酬月額は、別表第2欄に掲げる標準報酬月額を上回る、同表第3欄に掲げる標準報酬月額であったと認められるところ、賃金台帳により、請求者は、当該期間に係る本来の報酬月額より高い同表第4欄に掲げる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

したがって、請求期間①のうち平成15年3月15日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、日本年金機構の回答及び賃金台帳から判断すると、別表第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第5欄に掲げる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年3月から同年8月までについて、請求者の請求どおりの健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（以下「資格取得届」という。）を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して提出したか否か不明と回答している一方、厚生年金保険料の納付については、社会保険事務所から請求されたオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保

険料を納付した旨回答していることから、事業主は、賃金台帳により確認できる報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、社会保険事務所は、請求者の平成15年3月15日から同年9月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち平成15年9月1日から平成16年9月1日までの期間については、賃金台帳により確認できる、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

- 3 請求期間②から④までについて、日本年金機構の回答及び賃金台帳により、請求者は、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額より、低い又は同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていることが確認できるところ、別表第3欄及び第4欄に掲げるとおり、厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超える額であることが認められる。

したがって、請求期間②から④までに係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第5欄に掲げる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年9月から平成20年8月まで、平成21年9月から平成22年11月まで及び平成23年5月から平成24年11月までについて、請求者の請求どおりの資格取得届及び健康保険厚生年金保険報酬月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）を社会保険事務所に対して提出したか否か不明と回答している一方、厚生年金保険料の納付については、社会保険事務所から請求されたオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を納付した旨回答している上、年金事務所が保管する平成18年、平成19年及び平成21年から平成24年までの算定基礎届並びに請求期間④に係る資格取得届により、事業主は、社会保険事務所に対してオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額の届出を行っていることが確認できることから、事業主は、賃金台帳により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成18年9月1日から平成20年9月1日までの期間、平成21年9月1日から平成22年12月24日までの期間及び平成23年5月1日から平成24年12月28日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間③及び④について、日本年金機構の回答及び賃金台帳により確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額及び上記3の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超える額であることが認められる。

したがって、請求期間③及び④に係る標準報酬月額については、日本年金機構の回答及び賃金台帳により確認できる本来の報酬月額から、別表第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記3により、保険給付の計算の基礎となる記録として訂正する標準報酬月額（別表第5欄に掲げる標準報酬月額）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 5 請求期間⑤について、日本年金機構の回答、賃金台帳、請求者の居住地を管轄する税務署から提出された源泉徴収票及び請求者が居住する町役場から提出された給与支払報告書（以下「賃金台帳等」という。）により、請求者は、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額と比較し、平成25年3月から平成26年8月まで及び平成27年1月から平成31年*月までは、低い又は同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、平成26年9月から同年12月までは、高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるところ、別表第3欄及び第4欄に掲げるとおり、厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超える額であることが認められる。

したがって、請求期間⑤に係る標準報酬月額については、日本年金機構の回答及び賃金台帳等により確認できる厚生年金保険料控除額又は本来の報酬月額から、別表第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から第5欄に掲げる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して提出したか否か不明と回答している一方、厚生年金保険料の納付については、社会保険事務所から請求されたオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を納付した旨回答している上、本来の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が長期間にわたり一致していないこと、平成25年3月から平成31年*月までについて、年金事務所が保管する請求期間⑤に係る資格取得届、平成26年から平成30年までの算定基礎届及び平成25年7月を改定月とする健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届により、事業主は、社会保険事務所に対してオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額の届出を行っていることが確認できることから、事業主は、賃金台帳等により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所へ届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成25年3月4日から平成31年*月*日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 6 請求期間⑤のうち、平成25年3月4日から平成26年9月1日までの期間、平成27年1月1日

から同年9月1日までの期間及び平成29年9月1日から平成30年9月1日までの期間について、貸金台帳等により確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額及び上記5の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超える額であることが認められる。

したがって、請求者の平成25年3月から平成26年8月まで、平成27年1月から同年8月まで及び平成29年9月から平成30年8月までに係る標準報酬月額については、貸金台帳等により確認できる本来の報酬月額から、別表第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とすることが必要である。

なお、当該期間の訂正後の標準報酬月額（上記5により、保険給付の計算の基礎となる記録として訂正する標準報酬月額（別表第5欄に掲げる標準報酬月額）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間	訂正期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法第75条本文該当による訂正後の標準報酬月額
①	平成15年3月から同年8月まで	36万円	53万円	62万円	53万円	—
②	平成18年9月から平成19年8月まで	56万円	62万円	62万円	62万円	—
	平成19年9月から平成20年8月まで	53万円	59万円	59万円	59万円	—
③	平成21年9月から平成22年2月まで	32万円	50万円	36万円	36万円	50万円
	平成22年3月から同年8月まで	32万円	50万円	38万円	38万円	50万円
	平成22年9月から同年11月まで	30万円	56万円	38万円	38万円	56万円
④	平成23年5月から平成24年8月まで	24万円	50万円	38万円	38万円	50万円
	平成24年9月から平成24年11月まで	24万円	41万円	38万円	38万円	41万円

別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
請求期間	訂正期間	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法第75条本文該当による訂正後の標準報酬月額
⑤	平成25年3月から同年5月まで	22万円	41万円	34万円	34万円	41万円
	平成25年6月	22万円	41万円	38万円	38万円	41万円
	平成25年7月及び同年8月	28万円	41万円	38万円	38万円	41万円
	平成25年9月から平成26年8月まで	28万円	53万円	38万円	38万円	53万円
	平成26年9月から同年12月まで	28万円	36万円	38万円	36万円	—
	平成27年1月から同年8月まで	28万円	44万円	38万円	38万円	44万円
	平成27年9月から平成29年8月まで	24万円	38万円	38万円	38万円	—
	平成29年9月から平成30年8月まで	24万円	47万円	38万円	38万円	47万円
	平成30年9月から平成31年*月まで	24万円	41万円	38万円	38万円	—

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101148号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200032号

第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成28年5月26日から平成29年7月1日までの期間及び同年12月1日から令和元年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年5月から同年8月までの標準報酬月額については、30万円から38万円、同年9月から平成29年6月までの標準報酬月額及び同年12月から令和元年5月までの標準報酬月額については、32万円から38万円とする。

平成28年5月から平成29年6月まで及び同年12月から令和元年5月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年5月から平成29年6月まで及び同年12月から令和元年5月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成29年7月1日から同年12月1日までの標準報酬月額を訂正することが必要である。同年7月から同年11月までの標準報酬月額については、32万円から38万円とする。

平成29年7月から同年11月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成28年5月26日から令和元年6月1日まで

厚生年金保険の記録を確認したところ、A社における請求期間の標準報酬月額の記録が、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う額と相違しているので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成28年5月26日から平成29年7月1日までの期間及び同年12月1日から令和元年6月1日までの期間について、A社から提出された請求者に係る給与明細書（以下「給与明細書」という。）及び日本年金機構の回答から、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額を超える額であることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成28年5月26日から平成29年7月1日までの期間及び同年12月1日から令和元年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、38万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年5月26日から平成29年7月1日までの期間及び同年12月1日から令和元年6月1日までの期間について、請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出を年金事務所に対し提出したか否か不明と回答している一方、厚生年金保険料納付については、納入告知書どおりの保険料を納付した旨陳述し、請求者の請求どおりの保険料を納付していないことを認めている上、年金事務所が保管する請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び平成28年から平成30年までの健康保険厚生年金保険報酬月額算定基礎届により、事業主が、オンライン記録どおりの報酬月額に係る届出を行っていたことが確認できることから、年金事務所は、請求者の平成28年5月から平成29年6月までの期間及び同年12月から令和元年5月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成29年7月1日から同年12月1日までの期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は32万円と記録されているが、給与明細書から確認できる当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は下回っていることから、厚生年金特例法による訂正は認められない。

しかしながら、本来の報酬月額から、請求者のA社における請求期間のうち平成29年7月1日から同年12月1日までの標準報酬月額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、平成29年7月1日から同年12月1日までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101596号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第2200009号

第1 結論

平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成2年*月
② 平成19年1月から同年6月まで

私は、これまで9回、請求期間が国民年金保険料の充当期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めていたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、毎月納付した旨主張しているが、i) オンライン記録によると、請求期間①及び②は、いずれも約2年後となる平成4年*月及び平成21年2月に、厚生年金保険加入中にもかかわらず納付した請求期間以外の期間の国民年金保険料を充当した期間として記録されており、納付金額と充当金額の差額については、金額に誤りはなく還付による支払処理が行われていることが確認できること、ii) 請求期間②については、オンライン記録によれば、請求者は、平成14年10月11日の国民年金資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失は平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間②を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求期間①直後の期間並びに請求期間②の直前及び直後の期間の国民年金保険料は未納であることなどから、既に年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定がこれまで9回通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間①及び②の国民年金保険料を毎月銀行で納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2101199号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2200033号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年2月

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社は、平成20年9月21日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、請求期間当時の事業主も亡くなっており、請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間に係る賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認することができる賞与の支給明細書等を保有していない。

さらに、請求期間当時のA社の社会保険事務担当者及び同社の社会保険事務手続を行っていた社会保険労務士は、当時の資料はない旨陳述しており、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び当該賞与から厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、A社に係る商業登記簿謄本により、同社は、平成22年9月11日にB社に商号変更していることが確認できることから、同社の事業主に請求者の請求期間に係る賞与の支給状況等について照会を行ったものの、回答を得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。